

(H26.12.17 甲府地裁刑事部・甲府家裁総務課)

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会議事録

日時 平成26年11月28日 午後3時00分～午後5時00分
場所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室
参加者 裁判員経験者 4名
裁判官 中西 永
検察官 大森美穂
弁護士 甲光俊一
司会者 菱田泰信（甲府地裁刑事部部総括判事）
概要 下記のとおり

記

〔司会〕

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。本日は裁判員経験者との意見交換会ということでお集まりいただきました。私は甲府地裁刑事部の菱田と言います。本日お集まりの皆さんには裁判員裁判を担当していただきましたが、それぞれ担当していただいたのは去年の12月から今年の3月までの間であり、全ての事件を私も裁判長として担当させていただきました。本日は、裁判員経験者の皆さんから忌憚のないご意見、できれば辛口のご意見も遠慮なくお話しいただきたいと思っておりますが、そのような意見をいただきより良い裁判員裁判になるための今後の参考にするようにしていきたいと思っております。本日は、裁判官、検察官、弁護士がそれぞれ1名ずつ出席させていただいています。また、傍聴席にも関係者が参加させていただき、参考にさせていただこうと思っております。では最初に、法曹関係者から簡単に自己紹介をさせていただきたいと思っております。では、初めに裁判官の中西さんからお願いします。

〔裁判官〕

甲府地裁の右陪席の中西と申します。私も3件とも右陪席を担当させていただきました。今日は眼鏡をかけていますので、雰囲気が違うかもしれませんが、皆さんお元気そうで良かったなと思っております。今日は本当にお忙しいところお出でいただきまして、お話を聞かせていただいて勉強させていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

〔司会者〕

それでは検察官，お願いします。

〔検察官〕

検察官の大森です。私は今年の3月の件だけ担当させていただきました。今日は皆さんから色々と率直なお話を伺うことが出来ればと思っております。よろしく願いいたします。

〔司会者〕

では，弁護士の方からお願いします。

〔弁護士〕

弁護士の甲光と申します。私自身は，裁判員裁判は1回しか経験がありませんので全体が分かっているのかということそうではないのですが、今日は会のほうから派遣をされて参りましたので、今日は色々な感想を伺って、それを会のほうに持ち帰っていきたいと思えます。よろしくお願いします。

1 裁判員を経験してみたの感想

〔司会者〕

それでは，裁判員経験者の方のご紹介を私のほうから簡単にさせていただきます。裁判員経験者の皆さんについては実名を出さないと

ということで、ここでは失礼ながら番号で呼ばせていただきます。1番さん、2番さん、3番さん、4番さんと呼びさせていただきますが、皆さんが担当された事件について簡単に説明させていただきます。まず1番さんが担当された事件については、傷害致死の事件でした。被告人は犯行を否認していました。酒に酔った被告人が実の母親に何らかの暴行を加えて死なせたということで起訴された事件でしたが、そのような暴行を加えたかどうかが問題になりました。選任から判決までの期間としては合計5日かかりました。2番さんが担当された事件も同じく傷害致死の事件でした。この事件の中身は被告人が、女性の被告人なんですけれども、酒に酔った夫を押し倒すなどして死なせたという事件でした。被告人は公判廷で罪を認め、量刑、刑の重さが争点となりました。選任から判決まで合計で4日かかりました。次に3番さん、4番さんが担当されたのは、人の住んでいない他人の家に放火して全焼させた事件ともう1つは自分の家の近くにある他人の家、別荘として使っている家に放火してこれについては一部が燃えたという事件でした。これについては被告人が特別な病気にかかっている責任を問えるのかという点で争いがあったという事件でした。これは選任から判決まで合計で6日かかりました。

事件の紹介は以上ということになりますが、これからそれぞれの事件を担当された色々な点についての感想とかご意見とかをお伺いしていきたいと思っております。話題として取り上げていくものは、大きく7つということで、皆さんのお手元にもあらかじめ簡単なメモをお配りしておりますけれども、裁判員を経験してみたの感想、法廷での審理についての感想や意見など、それから証人尋問や被告人質問についての感想やご意見など、当事者である検察官や弁護人の訴訟活動に対して思うことなど、そして話題は少し変わりますが、否認

事件を担当された方については否認事件を担当されてみての感想，また裁判員を経験してのご負担の関係，そして最後に今後裁判員裁判が続いていきますが，後に続く裁判員裁判に参加するであろう方へのメッセージ的なものをいただきたいと思っております。話題としては以上で，この後法曹三者の側から皆さんに対して，こういう点はどう思ったか，こういうところはどうしていったら良いのかなどの質問をさせていただきたいと思っております。そして，最後に報道関係者からの質問があれば，という形で考えています。

では話題事項というところで話を進めさせていただきます。

まず最初に，裁判員を経験してのご感想をお聞きしたいと思います。裁判員を経験して，全体的な印象や感想というものをお聞かせいただければというふうに思います。まずは1番さんから順番にお聞きしていこうと思います。まずは言える範囲でお答えいただければと思います。

〔1番〕

裁判員を経験したのが今年の12月で，もう1年近く経っているんですけども，経験してみても初めてのことだったのでんですけども，すごく深く深く考えた5日間だったと思います。でもその後はそんなに引きずらずに普通の日常に戻って生活しています

〔司会者〕

ありがとうございました。

〔2番〕

2番ですが，簡単に言えば経験して良かったと思います。内容は裁判所自体に普段来る用事ありませんので，建物の内部とか法廷も見せてもらえましたし，実際に裁判員ということで裁判に参加することも出来て，それも良かったと思っております。建物の内部だけでな

く、裁判官や検事さんとか弁護士さん、その他の職員の方々のお仕事も見る事が出来て良かったと思います。実際の裁判は、初めての事なので緊張したと思いますが、やって良かったというのが正直な感想です。

〔司会者〕

ありがとうございます。では3番さんお願いします。

〔3番〕

裁判員に選ばれてから、このきっかけ自体が貴重なものだと思って、それに携わる自分としては貴重な体験をさせてもらえる部分だからしっかりやっていこうという気持ちで取り組ませていただきました。裁判期間中は自分の今まで歩んで来た人生観をきっちり出せるように携わらせていただきました。やはり初めての経験ということで、最初は色々な不安はあったのですが、いざ始めさせていただいたところ、運営というか流れ的な部分では皆さんの配慮がとても良かったので、スムーズに裁判員に取り組むことが出来たと思います。それで裁判員を経験してみて、裁判員をしていない自分と、した自分では、やっぱり何か、してなかった自分だと、やはりマスコミとか人からの情報で物事を捉えてしまう部分があったのですが、事実というものを目の前で見て受け止めることによって、終わった後は、違った見方、自分の考え方が生まれたのは良かったと思います。

〔4番〕

4番です。私は日常生活の中で、何で私が裁判員に、ということ、というのが最初の思いでした。それで友達などに「選ばれちゃったんだけど」と言っても、周りも「そういう人は初めてなんだけど」みたいに言われて、どうなんだろうという感じで不安の中、裁判所に行ったのですが、案件を見聞きして、分からない専門用語とか、

医師のものとかを勉強しながら、来て良かったなと思うようになりました。それは、知らないことを知るの大事なことだし、私たち国民として権利として必要なことなんだということが分かったから、とても有意義な、ちょっと長かったですけれども、こちらで裁判員として来させていただいたということが、とても自分の中では、何かいい人間になったかなみたいに思えたので、大事な経験でありがたかったです。以上です。

〔司会者〕

他の方の意見も聞いて、改めてこういうふうにした、あるいは、積極的なとか前向きなご意見をいただいたのですけれども、逆にこういうところが良くなかった、こういうところが辛かった、こういうところはこうしておけば良かったという、そういうような事で話しておきたいことはございませんか。では1番の方。

〔1番〕

私、ちょっと交通の便が不便なところに住んでまして、5日間、家のこととして朝早く出て車の中でおにぎりを食べつつ通って、終わってすぐ帰るんだけど、ろくなご飯も出来ないけどご飯の支度もして、結構忙しかったですね。もっと近いところに裁判所があればいいのですけれども、かと言って泊まるほどの距離でもなくて、そこら辺が主婦として困りました。

〔司会者〕

仮に泊まれるとしたら泊まったのか、泊まるとなると家事が出来なくて主婦の部分と両立出来ないとかで泊まれるけれども泊まらなかったか、どうですかね。

〔1番〕

うちの場合は泊まります宣言をしてしまえば家事はしなくてもいい

いので、作り置きでもして来られたかもしれない、まあ人それぞれだ
と思うのですけれど、たぶん小さいお子さんがいる方ではこの距離は
無理だったのではないかと思います。

〔司会者〕

家事育児が大変、両立が出来ない、他に代わる人がいないという
ことであれば、場合によっては辞退が認められたかもしれませんが、
そういうことは考えませんでしたか。

〔1番〕

うちはもう育ってしまったので。小さいお子さんがいる家でも近
い距離だったら出来るのだと思います。往復で3時間くらいつぶれて
しまうので、5日間だけだったので家族の協力も得られたんだと思う
のですけれど。

2 法廷での審理について

〔司会者〕

分かりました。他の方でこういうところがどうだったという方は
いらっしゃいますか。では、次は本格的な議題となっていきますけれ
ども、法廷での審理について、ということをお伺いしていきたいと思
います。実際に審理に臨んでいただいた時のことですけれども、法
廷では書面が読まれたり、検察官や弁護人がそれぞれの証拠としての
書面を読んだり、あるいは来てもらった証人、被告人に、証言台のと
ころに座っていただいて、検察官や弁護人が質問する、あるいは最後
に裁判所からも質問するというようにしていましたがけれども、そうい
う証拠調べ、法廷での場面で、書面の朗読をしているのを聞いていて
疲れた、あるいは尋問する時に緊張した、どういうことを聞いていい
のか分からなくて、うまいことを聞けなかった、そういうようなとこ

ろ、どういうところでも構いませんので、法廷での出来事について、印象や感想、記憶に残っているところで、こういうところが良かった悪かった、皆さんの感想的なところや意見的なところをお伺いしたいと思います。4番さんからいいですか。

〔4番〕

とても法廷はピンツとした静けさの中、本当に静寂な中というか、経験をしたことの無いような場所に1日目法廷に座ったときには、なんか背筋がピンツとして、自分だけ舞い上がっているのかなっていうくらい、なんかテンション高くなつたんですが、なかなか話をその中でするっていうことが大変なことで、聞こうっていうふうに思ってその場には臨むんですが、被告人の方に確かに聞いたんですが、帰ってきてからバックヤードに入ったときに、あれで良かったのかなとか、そういう反省点がすごく多かったです。でも一応自分としては、やったぞ、みたいな部分もあったりして、はい、そんな感じでした。

〔司会者〕

3番の方をお願いします。

〔3番〕

はい、やっぱり法廷の部分っていうことで、初体験っていう部分で、やっぱり緊張で一杯でした。なので初日、最初のほうというのは、やはり、その場の空気に自分がやられていて、終わった後には、本当にもっとしゃべれたなあ、というタイムラグが出てきてしまうので、やはりその雰囲気には飲まれないように、もう一段階そういった部分が何かあれば、初日からきっちり僕ら裁判員も臨めるのかなあ、という部分は感じております。多分きっと先ほど4番の方がおっしゃったとおり、入ってきてない状態の部分もあるので、そういった部分が少しでも無くなればなあとは思っております。

〔司会者〕

2番の方どうぞ。

〔2番〕

2番ですが、皆様と同じように、とても緊張もしたと思うんですが、1つ1つの進んでいく内容を、聞き漏らさないようにということで、かなりそれに集中した記憶があります。で、他の裁判員の方が質問する場があったんですけど、まあ、いいこと聞いているなあ、というのは率直な感想で、自分自身としてはなかなかこう、そのときに思いつかないので、無理に質問は出来ないんですけども、他の方に比べるとそんなにたいした質問も出来なかったのかな、という感想を今持っています。ただ、自分の思った疑問点はそんなに、1つか、2つも聞けなかったと思うんですが、1つくらいは聞けたという記憶があります。なので、法廷での審議については、緊張はしましたが、自分では充実したものだだと思います。以上です。

〔司会者〕

1番の方お願いします。

〔1番〕

私も初めての、その裁判所の中で、入る順番を間違えないように、とか、変なところを緊張してたんですけど、あとちょっと高い位置から被告の方とか、証人の方を見下ろすようなのが、ちょっと最初やりにくいというか、質問するのも、なんか、おこがましいような感じもしたんですけども、ちゃんと話を聞いて疑問を質問したりするんだけど、家に帰ってあれやこれや考えると、あれもちょっと聞けば良かったかなとか、後から聞きたいことが出たりなんかして、でも、他の方々と話をしながら、そういうところも解決出来たりはしたんですけども、やはり、その場で頭が全部整理されて、ぱっとう、質問

とかはなかなか出ないと思います。

〔司会者〕

どうぞ，3番さん。

〔3番〕

皆さんの意見を聞いて，やっと今皆さんの話を聞いて，また意見が出るという，やっぱりこういう状態だと思うので，正直，最初入った瞬間にはそういう思いで皆さんやっているのだから，他の人の意見をあまり聞けない状態の部分があるので，その部分を少しでも良くすると，やっぱり法廷でやった部分を，話したことを，1回会議室に戻って話合いをするんですけど，その時にしゃべった事の議事録というものが本当にリアルタイムであれば，見直ししながら，会議室に入ったときに，今度はこういうことを言おう，こういうことを考えようとか，そういう知識が生まれるので，そういった部分があればすごく良いのかなとは思っております。

〔司会者〕

皆さんには，法廷では，見聞きして分かる審理をするはずですが，法廷で集中して見聞きしてください，検察官や弁護人が法廷で説明をしているのを聞けば法廷で分かるはずですが，ということを初日に選ばれた日に説明してました。また逆に審理が始まる前には，最初の頃はどんどん情報が来て，情報過多になる，初めて法廷に入って色んな話をされる，最初のころは情報の整理が追いつかなくて少々混乱するところあると思いますけれども，それでも審理を続けているうちに最終的には分かるようになるはずですから，最初のほうは分からなくても気にしないでくださいということも皆さんにお話ししていたんですけども，逆に，最初にもうちょっとこうしてくれればもっと分かったのにとか，今3番さんからありましたけど，こういうふうにしてく

れば分かった，もっとリラックスして法廷に臨めた，あるいは途中でもうちょっとこういう事をしてほしかった，裁判所に対しての要望的なもの，その他手続き的なものとか，場合によっては裁判所の組織的なものになってくるかもしれませんが，なんかそういうふうなところで，こういうふうにしてもらえると良かったのに，という何かあたりしますかね。3番さん改めてどうですかね，こういうところはどうか。例えば初日もっとこういうふうにしてほしかったとか，審議に入る前にこういうことがあれば良かったとか。

〔3番〕

そうですね，やはりもうワンクッション何か，そういったものがあればいいとは思っています。おっしゃったとおり，1日目は分からないことも多いですけど聞いて，という部分は説明されたんですけど，最低，僕らやっぱり世代が違う人もいますし，考え方も違う人がいますので，最低限のやっぱり，何て言うんですかね，僕ら自身も最初で，「審理」という言葉でさえ普段使わない言葉であるし，使わない言葉だらけで，そこで頭が慣れてこない部分がありますので，やっぱりそういう部分の，使う言葉だけでも少し説明をしていただければ，若干気持ちも和らいで，人のお話しすることが入ってくるのかなと思っています。

〔司会者〕

初日に入る前，特に入る前，緊張している，どんなことをするか分からない緊張している中で，専門用語的なこととか，堅い言葉，あるいは雰囲気自体が法廷に入ると緊張感がすごいあるというようなところがあって，そういうところをもっと分かり易く，リラックス出来る，心理的，精神的にリラックス出来るだけじゃなくて，法廷でのやりとりが，もうちょっとこう，自分に馴染みがあるような感じになっ

て、最初からもうちょっと馴染みがあるようになっているといいという感じですかね。他の方、何かこの点に関して、他の点でもいいですけど、法廷での審理とか、そのような感じで、何かありませんかね。

〔2番〕

そう言われますと、おそらく事前にいただいた資料の中で、これもちょっと記憶が定かではないんですが、流れとかですね、こういう言葉はこういうものっていうところもあったような気がするんですが、ちょっとうろ覚えなんですけども、自分自身がもうちょっと勉強してから入っても良かったかなというのはちょっと今反省しています。

〔司会者〕

今勉強すれば良かったかなとおっしゃっていただいたんですけど、私は皆さんが選ばれたときに、選任されて審理始まる前に2、3日あるときに裁判の勉強なんか一切しないでくださいと、法廷で普通に見聞きしていただければ分かるはずなので、裁判のこと、一般的な裁判のことも勉強する必要はないし、事件のこともあらかじめ見聞き、昔の新聞記事を引っ張り出してきて、そういう勉強もする必要は無いというか、しないでくださいと、事件によっては、そういう勉強はしないでくださいということさえあったんですけど、逆にそういうふうにしておいたほうが良かったと思うということは、裁判所のほうが、要するに審理が始まる初日のちょっと前に、もう少し裁判の手続き的なところとか、用語的なところをかみ砕いて説明しておいたほうが良かったかなというところですかね。そうすると、もう少し審理に最初から入り易くなってくる、最後のほうは色々分かってもらえるとしても、最初からやっぱりきちんと、見聞きして分かる、要するに緊張しているだけではなくて、緊張していてもやっぱりやっていることがきちんと消化出来るような形にもう少しなっていったらということになりま

すかね。もうちょっと説明があったり，リラックス出来て，安心して臨めるような雰囲気が出来ているほうが良かったというところですかね。

〔4番〕

私はとっても，菱田裁判長のお話，最初の，入り方について色々考えないで勉強しないでいいですよっていうことで，ものすごく救われました。だから，ほっとした瞬間っていうか，そんなに肩に力を入れなくて，こちらに来て，裁判員として出来たなという感想があります。すごくリラックスするために，ものすごく大きな想いで皆さんを包んでいたなとすごく感じていましたので，その点は良かったと思うんですが。

〔司会者〕

やっぱりこう，審理にするまでの間は，リラックスしていただくためにも，予習はいけませんよというのはあったほうがいいし，実際なくてもいいような審理をしてほしいとは，もちろん検察官，弁護人が逆に思うわけですけど，審理の初日の始まる前，あるいは初日に検察官，弁護人の冒頭陳述が行われましたよね，その後に少し解説したほうが良かったですかね，そうすると，その後の検察官の証拠の朗読とか，事件の具体的な中身に入っていくときに，もう少し取っ付き易くなるのか，そういうところはありますかね。それとも，そこまでなくても，大体分かったという感じ，どうですかね。見て聞いて分かる審理だったかというところではどうですかね。

〔2番〕

学校で，大学とかで勉強してから裁判に臨むのであればある程度時間が取れると思うんですけど，この時間がない間に，それをやっぱり，知らないよりは知っていたほうが良いと思うんですが，ほとん

ど知らないのが裁判員ですから、先ほどの4番の方のお話にもあるとおり、あんまりこう、プレッシャーを感じてしまっても、逆に緊張してしまいますから、やり方としては良かったのではないかなど。ただ自分自身で、例えば流れとかの、次は何がっていうのはもうちょっと、僕が思うことですが、把握しておいても良かったのではないかなど。それによって自分ももうちょっと、緊張といってもどのくらい緊張したかあまりよく覚えてないんですが、もうちょっと審理のほうに深く集中出来るかなっていうのは感じました。

3 証人尋問や被告人質問について

〔司会者〕

他の方、こういうところ、こうしたほうが良かった、こういう点こう思った、あるいは辛かったとか、何か言っておきたいこと、何かありませんか。

次にもう少し具体的なところの場面というところで、証人尋問、被告人質問、要するに実際に人から話を聞くという場面のところについてお話をお聞きしたいと思います。裁判では、証人、被告人に対して尋問と質問が行われ、まずは検察官、弁護人がそれぞれ聞いて、最後には裁判所からということで裁判員の皆さんからもご質問をお願いしますということにしていたわけですが、人から話を聞く、証人尋問、被告人質問ということをした、そういう証人尋問、被告人質問、そういう人から話を聞く証拠調べの仕方というのは分かり易かったかどうか、書面で良かったんじゃないか、あるいは書面より分かり易かった、あるいは質問するときに自分の意見がこういうふうに言えたから良かった、あるいはこういうふうに出来なかったから良くなかった、あるいはこんなことは無かったほうが良かった、こういうのは無いほ

うがいいんじゃないか、そういうふうなところで何か感想とか、ご意見とかをお聞きしたいと思います。2番さんから順番にという事でお願ひしてよろしいですか。

〔2番〕

証人尋問や被告人質問ということなんですけども、今ここにこの話題として出ているので、そんなのあったのかな、というくらいのレベルなので、良かったのかなというのはあまりよく分からないんですけど、ただ自分的に記憶に残っているのは、被告人の方とかに、やっぱり質問をされているのを聞くことによって、ああこういう感じの方なのかなっていうことを、感じとかか考えとか、被告人に対してですけども、知る上では大変役に立ったと思っております

〔司会者〕

被告人、女性でしたけれども、直接質問されましたよね、自分で試みてどんな感じでしたか。さっきのときも少し感想がありましたけど。どうでしたか。

〔2番〕

して良かったとは思っております。自分が一番聞きたかったことなんで。何を質問したか今覚えてはいますけれど、それを聞くことによって、そのとき、事件を起こしたときの気持ちを知らたかったというのが、どのくらいの、ちょっと細かい話になってしまうんですけども、状況とか、どういう感じだったのか、知ることが出来たと思ひます。

〔司会者〕

3番さん、お願ひします。

〔3番〕

証人尋問、被告人質問に関してなんですけども、私自身は質問を

させていただきました。また逆に裁判員の中でも質問したかったけれど出来なかった人もいる、空気の、雰囲気、飲まれて出来なかった部分があるとは思いますが、そういった部分は選ばれてる方ですし、そういった世代の方の意見というのも重要だとは思っているので、その場では言えなかったですけども、また会議室に戻ったときにそういう話はするんですけども、言えなかった人のやつをまた反映していただけるようなシステムがあればいいのかなと思います。また、先ほどから言っていたんですけど、やはり話したこととか部分を、その場でメモの、メモというのは人それぞれの能力で変わってきちゃうんで、私もメモしているつもりですけども、メモを後で振り返っても、へたくそで、どういうことをメモしたんだっけなと思っちゃうので、やはり言った、話した部分の、法廷で話した部分がそっくり資料としてその場にあるとまたいいのかな、していただきたいな、と思っております。

〔司会者〕

4番さん、お願いします。

〔4番〕

証人尋問や被告人に対しての、その法廷での言葉、何て言うんですか、質問はさせていただきました。それで、ある一定の時間が終わるとバックヤードで、またみんなで話し合う機会がありまして、そのときに補欠の方2人も含めて、丸くなって、こうだよ、ああだよ、という話をしながら、自分の意見の確認っていうか、こういうことを聞いて良かったのかな、みたいなことの参考にはすごくになりました。それで、自分の意見も言えたかなっていう思いですが、本当に法廷ってすごいところだなっていう印象です。

〔司会者〕

法廷で質問する時、質問出来た、ということでしたが、かなり緊

張されたということですか。

〔4番〕

そうです、とても緊張しました。1番さんがおっしゃるように、私たちは、裁判官と並びの席なので、とくに見下ろす形での質問ってというのは初めての経験でしたし、ものすごい緊張感だし、こんなことここで言っているんだよね、私、って言い聞かせながら質問をさせていただきました。

〔司会者〕

緊張はしたけども、聞きたいことは上手に聞けたかって言ったら変ですけども、聞いて、自分がちゃんと思ったような質問が出来て、それに対して答えてくれてたっていうようなところはあったんですかね。

〔4番〕

ありました。はい。

〔司会者〕

緊張しすぎて思うように質問出来なかった、質問の仕方を失敗したというようなところはなくて、緊張したけども出来る事は出来た、というところでいいですか。

〔4番〕

やっぱりバックヤードでの皆さんとの懇談という時間がとても大事だったと思います。それで、自分の意思というか、意見がはっきり見えたのではないかって思います。

〔司会者〕

1番さん、お願いします。

〔1番〕

私が参加した裁判は、被告人が酔っていて覚えてないという状況

でお亡くなりになっているので、何があったのかっていうのを想像しながら質問を、補うような質問をしていったんですけど、一番分かりにくくなっていうか、お医者さんが証人になったときに、例えば、死んだかどうかっていうことを、例えばこういうことをすれば死んじゃいますよねみたいなことを言っても、その可能性はあるけどとか。あと、心臓が止まって呼吸が止まっても、医学的には死亡じゃないっていうか多分脳波が生きていたりすると一般的に死んでいると思われる状況ですとか。そういう感じで、だから想像力を働かせながら、自分なりに分かり易い言葉に置き換えて、何て言うのかな、何があったのかを想像して、どっかに矛盾がないかなとか、他に可能性はなかったのかなとか、考えながら質問はしていたつもりなんですけども。お医者さんはとても大変なんだなと思いました。あとは、家族の方とかが証人に出るとそっちに感情移入しながら、色々質問してたと思います。

〔2番〕

審理の内容に関する事なんですけれども、自分としてはそこが一番どうだったかというのが常にこの裁判、あるいはみんなで話し合う場面で考えていたことだったんですけれども、私の裁判の事件が酔っている旦那さんを叩いてしまっただけで、それではずみで頭をぶつけられて亡くなってしまったという結果的にはですね、その内容とか事件についてはあらかじめ調べがついているので、僕たちはそれを聞いて、起こったことというのはもう変わらないと思うんですけれども、原因についてはまでは、どこまでこの裁判とか審理の場面で突き詰められるのかなっていうのは自分自身では疑問を感じました。それはやっぱりその、ある程度調べられたものをここで聞いて判断しなければならぬっていうことの限界だと思うんですけれども、実際、それを検死された方ですとか、証人として救急の方とかの話も聞いている訳なんですけれど

も、大事なところは、例えば、本当に亡くなった原因について妻がやったのなら仕方ないんですけれども、それが前提としての話になっているので、それを今更疑う余地がないっていう状況で考えなければならぬっていうのがちょっと自分的には、他の裁判員の方が感じたかどうか分からないんですけれども、一番引っかかったところでした。結局、それは裁判の場でも、さっきの話の続きになりますけれども、被告人の方にどれくらいの強さで叩いたんですかっていうことしか私は聞けなかったんですけれども、それも強さっていうのももちろん大事だと思うんですけれども、結果論で、結局打ち所が悪かったから亡くなっちゃったという話になるんですけれども、そういう細かい原因とか、本当にそれが原因で事件が起きたのかっていうところまで我々が判断するのはちょっと難しいなっていうのを感じました。

〔司会者〕

逆に言うと、今の点では、一番ふさわしいのは、被害者の方の、亡くなった方の死因を、お医者さんとか鑑定とか解剖とかしている人に出て来てもらって、お医者さんの判断としてどういうことがあったのか、お医者さんから見るとどういう打撃が加えられたのかということを知ったら良かったのかなと思ったりしますか。

〔2番〕

そう言っただけであれば、多分すごく助かったのかなと思います。裁判の中では、検事さんがすごいこう、やっぱり検事という立場もあると思うんですけれども、被告人の方に、こうだったんじゃないんですかっていうようなちょっと強めの姿勢で言っているのがすごい印象に残ったんですけれども、実際そういうのを聞いていると、どこまでそれが、例えば、やってしまったことが、本人は本当にそういうつもりでやったのか色々考えられると思うんですけれども、科学的という

か、本人の気持ちは本人しか分からないと思うんですけれども、実際残されている証拠とか、現場でのそういうのをもうちょっと、どうしてそういう、お医者さんが判断されたのは我々はもう何も言う必要は無いと思うんですけれども、そういう説明がもうちょっとあれば、納得いったのかなということ、今、裁判長に言っていただいてそうだなというのを感じました。

〔司会者〕

他に皆さん、証人尋問や被告人質問、直接人から話を聞くことについて、良かった、悪かった、あるいはこの点はこう思ったなどということはいかがでしょうか。

そうしましたら、この点について、今、裁判員裁判の大きな流れとして書面で証拠調べをするのではなくて、なるべく、証人、人呼んで、直接証人に話をしてもらおう、先ほどあった死因などについて争いが無くても、あるいは、暴行の態様、そのときどんなことをしたかについて概ね争いが無くても、ちゃんと人呼んで直接話をしてもらおう、疑問があれば直接、場合によっては、裁判官、裁判所のほうからも、色々皆さんのほうにも納得いくまで質問する機会を与えるというふうなことをするために、なるべく人に来てもらおう、証人に話を聞くという証拠調べの方法を押し進めようと考えているんです。裁判所の姿勢はそのように一般的に変化しつつあるわけで、検察官や弁護人も、そういう今まで書証でやっていた、証拠書類の朗読ということで証拠調べをやっていたものを、検察官や弁護人にもなるべく証人尋問をする方向で考えてくださいということをお願いしていて、ご協力してもらっているわけですが、そういう人に聞くという証拠調べというものを押し進めるに当たって、改めて裁判所の側がどういうふうに考えているか、あるいは検察官や弁護人がどういうふうに考えているか、ある

いはどのような問題点があると思っているのか、その点について法曹三者のほうからも話をしてもらいたいと思います。

〔裁判官〕

色々なご意見，ありがとうございます。お話を伺って勉強になるなと思っていたんですけれども，やはり今の2番さんのお話を伺って，1番さん，3番さん，4番さんの事件では，それぞれお医者さんを聞いていたと思います。特に3番さん，4番さんの事件では複数のお医者さんが出て来てそれで余計に分かりづらい部分も出てきてしまったんだと思うんですけれども，色々，こちらからの疑問点を聞くことが出来たのかなと思っています。2番さんの事件では，救急隊員の方だけであったと，来た時の状況は分かるんですけども，実際に何でこの人がやったと思うのかというところについては書面だけであったということが分かりづらさに若干繋がっていたのかなと，疑問が解消出来ない部分があったのかなと，ちょっと思いました。あと先ほど，2番さんがおっしゃった，質問をしていてどういう人なのか人柄が分かったというふうにおっしゃったと思うんですけれども，これも書面だけで聞くよりは，会って話をして，その時の話しぶりがどのくらい真摯なのかとか，そういったところもやっぱり関係してくるのかなと思います。私も，いつも法廷でこんなこと質問してもいいのかなと思いつつながら質問を考えたりしてるんですけれども，やはり自分で聞けるといいなと思ったりします。

〔検察官〕

私は3番さん，4番さんの事件を担当しましたがけれども，2人お医者さんが出てきたこともありますし，そもそも病状もあまり馴染みの無いものであったりということで，ただでさえ裁判で聞き慣れない言葉が多く出ている中で，更に専門用語が増えてしまって，皆さんに

大きな負担を強いてしまったのではないかというところは気になっていることなんです。あれを、専門の鑑定人ですとか、解剖医ですとか、比較的専門的な立場で事件に関わった人であれば証人として出廷してもらおうというのもある程度当初から予想される場所もあるので、お願いし易いことはあるのですが、そういった専門家の人達であっても証人が出るのは初めてという人もおまして、皆さんほどだったかそのところは分かりませんが、あの場に出て来て皆さんに分かってもらえるように、事件を今日初めて聞いた人に分かってもらえるようにしゃべってもらおうというのは、しゃべる側もなかなか大変な苦労があるというのは毎回聞いているところですので、それなるべく分かり易い文章にまとめたもので済めばというような気持ちもあるんですが、やはり事件の争点に関わるのであれば、なるべく分かり易いようにということで、証人尋問とかを聞いていただくというのにも必要なかなと思っています。質問する際に、法廷ではなくて一度下がって後ろの会議室とか控えの所で皆さんで話し合われるのが大事ということで、ある程度、多分裁判所の質問の前に時間を設けられているタイムスケジュールになっていたと思うんですけども、あれでも足りなくて、もっと長く空けたほうがいいのか、そういうのがあるのかどうなのか教えていただければと思います。

〔弁護士〕

実際の事件の中身は分かりませんが、一般論として、Aさんの供述調書を法廷で検察官か弁護人が朗読してそれを聞くほうが皆さんにとって分かり易いのか、それともAさんに出て来てもらって、質問をされる中でAさんが答えるほうが皆さんにとって分かり易いのか、うまい質問をするかどうかにも関わってくるんですけども、前の裁判員裁判でない裁判では、ほとんど書面を法廷で朗読して、やっ

てきたんですね。裁判員裁判になって、今、裁判所も出来るだけ本人に出て来てもらって、その場で供述を聞いてもらって判断してもらおうという流れになってきているようですけれども、裁判員の皆さんからすると、どちらが分かり易いものかなと、そこをお聞き出来るとありがたいかなと思うんですが。

〔司会者〕

今、質問がありましたが、ある点について誰かが見聞きした内容について書面を朗読したほうが分かり易いか、証人尋問のほうが分かり易いか、あるいは、証人尋問のほうが自分が質問出来て納得がいくとか、そういうのも含めて証人尋問のほうが良いと思うか、書面のほうが分かり易いんじゃないか、あるいは効率的、合理的と思うかとか、証人尋問と証拠書類を読み上げる、書面を読み上げるのと、皆さんどういった違いを持たれたか、どういう感想を持たれたか、こっちのほうが良いと思う、あるいは変わらないと思うとか、そういうようなところで、こちらはこういうところが良い、こちらはこういうところが良くないとか、そういうような、それぞれの良いところ、悪いところでもいいですので、皆さんの感じた印象とか感想で構いませんので、何か思うところがあれば言っていただきたいのですが。

〔1番〕

書面の良いところは、図解とかが入っているととても分かり易いかなと思うのと、証人が目の前にいれば疑問点をすぐぶつけられるかなと思います。書面も、書面の書き方が分かりにくかったら、理解するのに時間がかかったりすると。でも、証人もそんなにたくさんは呼べないし、証言がいっぱいある場合には、ある程度は、こういう証言がありますという証言集のようになるのも仕方がないのかな、でも重要なところの何人かは直接話が聞けたら質問が出来ていいかと思いま

す。

〔2番〕

私の記憶に残っているのは、被告人本人が、質問されて、これこれはこうでしたというのを、幾度となく答えているのはすごく印象にあるんですが、こればかりは、どっちにしたら良いのかというのは何とも言えないと思いますし、分かり易い調書を読んでもらえば、それですんなり入ると思うし、いちいち話を聞いていても話がそこでストップしてしまいますし、1回流していただいて質問があれば聞くというのがいいのかなと思いますが、それが可能かどうかちょっと分かりませんが。

〔司会者〕

書面でもやるし、でも書面で終わらせるのではなくて、人にも来ておいてもらって重要なところを言葉で言ってもらう、あるいは質問する機会を与えてもらうというのでも良いということですかね。

〔2番〕

はい。

〔3番〕

私も、1番2番さんと同じ考え方なんですけれども、もちろん、どっちもあったほうがいいはずです。いいと思います。その中でそれが出来ない部分では書面の朗読の部分は一回読み上げてもらって質問するか、それか最初から分かり易く言ってもらう。証人尋問に関しては、やっぱり出来る限り来ていただくほうが我々一般の、普通の生活をしている僕らにとってはこういった場面は無いので、そこで相対すると、その人の言葉とか雰囲気とかそういった部分で、僕らもその部分を書面以外で考えるという部分もありますので、やはり来ていただいた部分のほうが、やはり意見も飛び交うのかなと思います。

[4 番]

同じです。

4 検察官・弁護人に対して思うこと

[司会者]

次の話題に進めさせていただきますけれども、法廷では今まで色々な場面が出ていましたけれども、法廷で活動してくれるのは、主に検察官と弁護人であるわけですが、そういうふう実際に活動を行っている検察官や弁護人に対して思ったことがあればお聞かせいただきたいと思います。少々辛口なことでも、また良かったことでもいいわけですが、例えば、声が小さかったとか、あるいは、証人尋問、被告人質問、そういう尋問の機会があって、私たちが聞くわけですが、まず最初に検察官や弁護人が聞くわけですが、そういう検察官や弁護人の質問の仕方がこううまくなかった、あるいは、どういうことを言っているか、何を言っているか分からない、あるいは、とても上手で分かり易かったでも良いです。色々なご意見をいただき、検察官や弁護人も、ここで皆さんがお話されたことが今後の参考になるとしますので、出来れば、注文つける的なところがあれば遠慮なく言っていただければと思いますので、そういうような観点からお話を聞ければと思います。では3番さんからお願いします。

[3 番]

僕の裁判のときには、ちょうどこちらの検察官の方だったのですが、画面で出していただきました資料も、説明の部分も、とてもよく分かりました。また、弁護人なんですけれども、その部分では、ちょっと、やはり、人それぞれ個々の能力があると思うので、その部分で話し方とか、資料の出し方が違ってくると、どちらかという最

初に頭に入るのは検察官の方が脳裏に入ってくる部分があるなと感じました。その部分，もし，少しでも無くす，僕らは，一般的にそういうことをやっていない人間として，そういうところから，人のしゃべり方とか，雰囲気とか，先ほどおっしゃっていたとおり，そういう部分で入り易いって言う部分がやっぱり人それぞれあると思うので，そういう部分を少しでも無くすのであれば，やはり，最低限というか，出来る限りの資料を，同じ形式で上げてもらえれば，その部分が少しは解消されるのかなと思ってます。

〔司会者〕

検察官の資料が基本的に分かり易くて，弁護士さんから出てくる書面がそれと同じ位の水準になるといいなという，そういうことですかね。

〔3番〕

そうですね。

〔司会者〕

2番さん，どうですか。

〔2番〕

検察官に関しては，私の携わった裁判のときには男性だったんですけれども，けっこう強めな口調に感じまして，どうしても人間ですので，強くなることもあると思うんですが，被告人に対してどう思いますかという質問だったらけっこうなんですけれども，こう思ったんじゃないですかという言い方をすると，何かその被告人をちょっと馬鹿にしているのかなと，軽んじているようにも印象を持ちました。そういうところが，それによって検察側が有利になるとは思わないんですけれども，あまりそういう必要は無いのかなと感じました。普通に話してもらえばいいのかな，質問があるなら普通に質問すればいいと

思いますし、そんなに威圧するような必要は無いのかなと感じました。それで弁護人の方については、印象は、やっぱりこれも経験年数とかもあると思いますし、それを言っていると初めて弁護人をされた方は、弁護出来ないということになりますので、その辺は大目に見てあげてもいいのかなというふうには感じました。ただ1つ、そのときも聞かれたんですけども、黒板というかボードを使ってその場でこう何か図みたいのを書いて説明するのは、時間の無駄かなと感じました。ちょっと、その図の書き方にもよるんですけども、分かりづらいし、あの、初めから、それでしたら、スライドとかできれいに出来た物を説明していただければ分かり易かったのかなと感じました。以上です。

〔司会者〕

1 番さん、どうぞ。

〔1 番〕

私が関わったのも、やはり書類なんかは、検察の方のほうが二色刷りだか三色刷りだかで分かり易くって、何か弁護士さんのほうが黒一色で文章が書いてあって、多分あの、検察のほうが裁判員裁判に対する対応とか、色々もうだいぶ出来ているのかなと思って、何か、頑張れ弁護人という感じでした。もしかすると、最後の量刑なんかでは、弁護人さんの力ももっとこう発揮されたほうが、ちょっとこう、結果がもしかして違ったかなと私は思います。

〔司会者〕

では、4 番さん、お願いします。

〔4 番〕

検察官の方のお話の仕方は、今回、今いらっしゃる検察官の方だったんですが、女性ということでまずびっくりしたことと、それから女性の割には淡々とお話が出来てすごいなという思いがありました。

弁護人の方は男性の方だったんですが、弁護士さんは、やっぱり被告人を守るためにはどういう言葉遣いをしたほうがいいかなというお話の仕方がすごく感じられました。

〔司会者〕

他に改めて、こういうことを感じられた、こういうことを注文しておきたいんだよということはありませんか。

〔4番〕

思い出したんですが、お医者様を両方とも、検察官にしても弁護人にしても両方とも別々の精神科医というか、お医者様が同じ病気についてのお話をされたんですが、とても分かりづらかったです。その印象くらいしかないですね。もうちょっとこう、やっぱり専門用語を使い過ぎていうのもあるし、私たちにちゃんと分からせる気あるのかなって、はっきり言って思っていました。

〔3番〕

僕も、1番さんがさっき言ったのと、4番さんと同じなんですけれども、検察官の方は裁判員制度に慣れているのかな、弁護人の方は、多分初めて裁判員制度の裁判をする人もいるでしょうし、そういった部分で、もちろん、量刑的に、最終的に判決でそこはしないんですけれども、やっぱり入ってくるものっていうのは、その時点で、変わってくるものがあるので、やはり裁判員制度をやる前にそういった部分を何かしらの部分というか、同じ土俵に合わせられればいいのかという意見です。

〔司会者〕

今まで出てきた点で、検察官、弁護人、何か逆にどうですかと聞きたいところ、あるいは弁解しておきたいところ、何でもいいですけども、いかがですか。

〔検察官〕

先ほどの話題のほうに戻ってしまうかもしれないんですが、確かに医者さんの話は少し分かりにくかったというのは、裁判の終わった後で、アンケート等でも伺っているのですが、そうだったんだろうなと思うんですけども、そうすると逆に、その場で質問と答えを聞いても分かりにくいので、例えば、先に文章で全部聞いて分からないところをどんどん質問してもらおうとか、そういうやり方のほうがいいのか、結局、専門用語を多分ゼロには出来なかったと思うんですが、事前に、そうですね、その言葉の説明を先にしたほうがいいのか、こうだったらもっと良かったというのは、何かあれば、教えていただければと、もちろん事前に打合せのときに、初めての人が聞いても分かるようにしておくべきだったというのが、一番反省点なんですけれども、それ以外にこうだったら良かったのにとというのがもしあれば、教えていただければと思います。

〔司会者〕

例えば、一部書面で、もう少し検察官側のお医者さんと弁護士側のお医者さんの言っていることが、かなり食い違っているように聞こえるんですけども一致しているところもある、要するに、違いがあんまり無いところもあるし違っているところもあるしということだったはずなんですけれども、それさえも分からなかったと思うんですよ。どの範囲で一緒にどの範囲が見解が違っていたのかということも分かりにくかったんで、事前にもう少し書面で争いの無いようなところを、簡単な病気の説明みたいな、きちんと書面で一定程度なされた上で、さらに尋問するほうが良かったか、そういうのが無くていきなり話をどんどんして行って、あういう感じだけれども、尋問さえもっと上手にやれば分かっていたんじゃないかとか、その辺どんな感じで

すかね。尋問の仕方が良くなかった、尋問の仕方ももうちょっと分かり易くやってくれれば良かったが、尋問そもそもの、証拠調べのやり方として、事前に書面とか、図面とか、もうちょっと分かり易いところで、争いが無い病名とか、症状とかで、こうなっているというようなところ、ただお医者さんの見解が違うところはこういうところなんです、ここを聞いてくださいみたいな感じで、対立点とかそういうのが分かっていたら良かったか、あるいは、前提としての病気の名前とか症状とかそういうものがきちんと書面とかで分かり易く説明して手元に用意してある状態の方が良かったとか、その辺どんな感じですかね。どうやっても分かりにくかったかもしれないんですけども、ああいうのは半ば仕方ないところもあるんですけども、もうちょっとこうやってくれれば良かったのにと思うところがあれば言っていただけますか。

〔3番〕

私としては、1回証人尋問を終えて、1回戻って、その中で僕ら裁判員の分からない部分をまとめて、それでもう1回証人尋問があればベストなのかなと思いますし、また、その部分を書面にして、分からなかった部分を書面にして次のときでもいいですので、手元に資料として残っていれば、疑問に思ったことが、答えが出ているものがあれば、それがいいのかなと個人的には思います。

〔司会者〕

その場で1回で聞いて、それで分かれというのは難しいだろうなということですかね。何か、他に聞いておきたいこと、言っておきたいことはありませんか。

〔弁護士〕

裁判員を経験された方の意見交換会で、いつも弁護人のほうが分

かりづらかったというご意見が出てしまうということで、弁護士会のほうでも尋問の仕方の勉強会をやったり、裁判員裁判の報告会の中でやったりしてですね、何とか検察に負けないように技術を上げていく努力はしているんですけども、やっぱり検察庁のような組織ではなくて、それぞれの事件を事務所の弁護士だけで対応していますので、なかなか対等になっていないのが実際なのかなと思います。今日、お話が色々出ました書面のところですね、ここは確かに我々、検察官が出される2色刷り、3色刷りの、1枚にまとめられた非常に分かり易くてですね、ああいうものが作れば良いなと思っているんですが、なかなか、裁判員だけの事件をやる弁護人というのはまだ山梨にはいなくて、1年に1回、あるいは2回、裁判員裁判を担当するというのがほとんどの弁護士なものですから、なかなかそこまでの技術というのが持てない状況なんですけれども、このままではいけないと思いますんで、何とか少し弁護士会も技術的なところを、尋問技術だけでなく、分かり易い書面の作成技術も上げていきたいと、また、引き続き会のほうで頑張りたいと思います。

5 否認事件について

〔司会者〕

次は否認事件についてということで、1番さん、3番さん、4番さんの事件は否認事件といって、被告人が犯罪事実の一部を争っていたということで、全部を認めている自白事件と言われるものと比べると、一般的には難しいと言われているんですが、そういう否認事件を経験してみて、こういうところがちょっと分かりにくかった、あるいは判断するのが難しかった、あるいはもっとこういうふうにしていただければ分かり易かったのではないかと、あるいは逆に、思ったよりは判断

し易かった、特に問題無かったというふうに感じられたか、その辺どういうふうに感じられたかというようなところですけども、1番さんからお願いします。

〔1番〕

推理をするような感じ、審議で、バックヤードでみんなで話すときも、本当は何があったのかとか、他の理由で死んだ可能性は本当に全然ないのかとか、そういう感じで、頭をグルグル考えてたんですけど、裁判官の方々も色々講義してくださって、いっぱい山のような資料の中から色々こう繰り返し繰り返し、行きつ戻りつしながら見てたんですけど、ご遺体の写真を直接見てないんですけど、マネキンかなんかで、こう、形をやるんですけど、亡くなった方はとても小柄な方なんだけど、人形は大きかったかなって、まあそこら辺は想像力で補える範囲だったかなと思うんですけども。でも終わった今になっても、本当に本当のところは結局誰にも分かんないのかなとか、細かいところを含めて。ただあの、それ以外に可能性はないっていう結論になったんですけども、本人も覚えていないんだからしょうがないかなと思います。

〔司会者〕

3番さん、どうですか。

〔3番〕

はい、そうですね、僕自身が扱った今回のこの事件に関して、やはり難しい部分、終わった後もやっぱり難しい部分があったというのが事実ですけども、やはりそういった部分を無くすには、今まで話した部分が少しでも、僕自身がクリア出来てれば、もっと、難しかったじゃなく、それが自分自身で出した答えだったのかなという部分も自分でもあるのかあなど。そういった感じです。

〔司会者〕

4 番さん。

〔4 番〕

なんて言うのかな，論点は病状，その病状の状態によって判決を下していくっていうところがすごく難しい案件だったと思うんですね。どのくらいの病気がそこに，本当にそうなの，どうなのっていうところが，定めることがすごく難しい案件だったと思います。

〔司会者〕

争われている争点がどんなものかっていうこと自体は，判断することが難しかったかどうかは置いといて，争点がどういうところだったか，どういうところを判断すれば良かったかどうかということ自体は一応分かったというところはあると思いますかね。ただそれを判断するのがなかなか大変だった，あるいは難しいところが残った，あるいは審理のときに，3 番さんが言った，色々もう少し審理の工夫とか，そういうのがあって納得のいくところがあった，審理の段階で自分の疑問がもう少し解決出来たり，審理が終わったあとすぐ評議室に戻ってきたときに色々話し合いがその場で出来て解決出来ていれば，もう少し全体的に分かり易くというかスムーズに評議とかも出来ていたかな，そういう感じですよ。

〔4 番〕

いいですか，もう 1 つ。日程の中に被告人質問とか，そういうの，1 回ずつしかなかったというのが，もう一度最終的に時間的に余裕が無いのかもしれないけれども，証人の話をもう一度聞きたかった部分と，それから，被告人の本当にそうだったのっていうことをもう 1 回聞く時間が欲しかったです。

〔司会者〕

ありがとうございます。2度同じ証人を繰り返して証人尋問するかとか、あるいはそうした後にまた更に被告人質問するか、そういう手法を検討する事件も場合によってはあるんですけども、多くの事件は、だいたい証人の都合などを考えると、1回しか来れないということが多いんですけども、でもそういう要望があって、そういうのが必要な事件のときはそういうことをすることも検察官に本当に考えていただけると、裁判所のほうも本当にありがたいと思いますんで、とても参考になります。ありがとうございます。本当に否認事件を判断するというのは、やっぱり裁判員の皆さんにはかなり負担になるし、本当にどこまでいけばそれで納得いくのかとことん突き詰めるのか、一定程度のところ、本当にどこがゴールか、本当に見えない場合もあったりするので、それは裁判官の評議の仕方、進め方の問題も場合によってはあるのかもしれませんが、本当に裁判官も結構考えながら、1つ1つの事件を審理しながら、またそれに応じた評議というふうに考えていて、本当に定まった方法、手法があったりするのではないので、そのとき参加してくれた裁判員の人たちと一緒に考えながら評議をやっている、1つ1つの事件で本当にその評議のその流れに応じて議論していくのが実情なので、本当に、こういうルートに乗せていくぞというふうに考えて、そのままやっていけるような事件では全くないので、本当に皆さんと一緒に考えながらやっているというのが実情なので、本当に皆さんも苦労しているとは思いますが、裁判官も結構苦労しているんです。ただ納得がいかない結論が出ていたとすると、苦労したけれども納得がいかない結論というのは困るわけなんですけども、皆さんに言っている、最終的に納得出来ないというか、分からなかったら、分からないところは被告人に有利に、不確かなことでは被告人に不利な取扱いはしないでくださいということもご説

明してあったと思うんですけども、そういうところも含めて、最終的には納得のいくというか、自分なりの結論は出せていたというところはよろしいですかね。もうちょっとこう、時間があつてこういうことをしたかったとか、話し足りなかったというようなことがあったりはしましたか。

〔2番〕

最後に判決を出す前に、もう1回今までのやつを、全部もらった資料だけど、いただいた意見の中で整理が出来ていない状態なので、もう1回時系列を、事件に対しての時系列を追って、これこれこうなったからこのときにこういう考えになった、こうなったという話を1回まとめていただいて、最後に意見をいただければ、そういった場面を、今回の僕らの事件に関しては、放火というのが何日間に渡つてあったので、いつの放火だっけ、何だっけなんていう話合いも最後のほうにまた出てくるようなこともあったので、そういう部分をきっちり、スケジュールじゃないんですけど、行ったことをもう1回ホワイトボードとかそういったものがあればいいのかなと、そうすれば頭の中を整理出来るのかなと、多分この疑問点は頭の中を整理出来れば、少しでも整理出来る部分があればいいのかなと思います。

6 裁判員の皆様のご負担について

〔司会者〕

先ほどから、全部口頭でやり取りしていて、手元にもらった書面はあるけれども、書面に書いてあるのはそのままもらいっぱなしで、口頭で出てきたものがビジュアル化されてない、評議のときにもみんな口頭で話をするけれども、記録化して今まで議論してきたことがこうこうですよと、1つ1つまとめて明示して残していったりはし

ていなかったですけれども、そういうのが、まとめた内容でも、あるいは時系列の事実の流れでも、まとめたものがあつたら良かったとそういうことになりますかね。ありがとうございます。

続いて、裁判員の負担についてというところです。今回は自白事件でも4日かかりました。否認事件だと6日間かかったというのもあるわけですが、3番さん、4番さんの事件は6日間、それから1番さんの事件は5日間ということでしたが、そういうようなところで、仕事、あるいは家庭に影響を及ぼすところは多かつたのではないかと思います。裁判員になった事についてのご負担、そういう観点から、選任期日と審理の日の中にどのくらい空けたら良いとか、あるいは朝の集合時間、9時半集合で大体5時前解散というようなところ、出来れば4時半ぐらいに解散というふうにしたいと思っただけです。場合によっては5時近くになったり、5時を過ぎたりという事件もあるわけなんですけども、そういうようなところで、実際に経験してみて、日程的な問題、あるいは日数的な問題、あるいは集合時間、1日の時間の配分の問題とか、こういうところ、こういうふうにしたら良い、こういうふうにして欲しいとか何かございませんか、4番さんからお願いしていいですか。

〔4番〕

裁判員裁判に臨むに当たって、前年度の確か、12月、1月くらいにこういうものがありますって裁判所からの送り状があつて、そして、私はそれを見た瞬間、次に来た封筒の中で「あ、やるんだ」っていうような思いになってしまったんですよね。何人かを選任してこちらに来て、それから、その中の8名っていうようなものではなくて。何でかって言うと、仕事を持っていますので、自分のシフトの関係を上司に言わなければお休みが取れない。そのときにお休みを取っておか

なければ、この裁判員裁判に、もし選出されたときにも、出来なくなってしまうっていうのがあったので、1か月前にそれが送られてきたとき、勝手に自分はこれに出るんだ、みたいな。それでここへ来たら60人いらっしゃる中からっていうのを、あーそうなんだみたいな。それで、何でこの忙しい人が8人に選ばれるんだまでに思ったくらい。60人を選んでそこからの8名っていうのはどうなんだろうって。仕事を持っている者にとっては、とても、何て言うのかな、どうしようっていうのがすごくありました。

〔司会者〕

実際自分自身が、当たったから無駄にならなかったわけなんですけど、もし無駄になってたらこうだとか、あるいは、日程的な大変さとか、そういうところはどうでしたかね。自分自身の大変さ、やってみての大変さ的のところとかは。スムーズに休めて、問題なく参加出来たということですか、

〔4番〕

はい。そうです。

〔司会者〕

職場の関係では休暇をいただくのに理解いただけていたということですか。

〔4番〕

はい、理解をいただいたので、当たったことが良かったような。そのところで、もしもお休みだったら、その1週間どうしてたんだろうかなみたいな。後でそういうことを聞かれると考えちゃいますよね。

〔司会者〕

逆に外れたら、取った休暇どうなったかという、そういうところ

ですかね。

[4番]

はい，そうですよね。

[司会者]

では3番さん，お願いします。

[3番]

はい，僕自身は自営業という部分なので，時間というものはつけられる部分があります。その部分はまあ，人それぞれ勤め人という部分もありますので，それぞれあると思うんですよ。僕自身はいただいて，選ばれた瞬間から個人的にはですか，しっかりやろうという気持ちが芽生えて，責任もってやろうという部分が芽生えたので，今回の裁判员期間中は別に，皆さんスムーズに，本当に気をつかっていただいてありがたく思っているくらい，やり易くしてもらいましたし，貴重な時間を逆にもらってありがたいなと思っているくらいだと考えています。

[司会者]

2番さん，お願いします。

[2番]

私も自営ですので，勤めていたことも過去に経験が有るのですが，その仕事の忙しさとか，休みを取れるかによっても，まず通知をいただいてから，それを受けるかどうかというのを，その人それぞれで判断が違ふと思うんですが，その辺が，これからの人，参加する方々へのメッセージにも繋がると思うんですが，一番難しい点かなっていう。それはなぜかっていうと，今たまたま自営の方が，3番の方も自営だと思ふんですけど，やっぱり自営の方がどうしても参加し易くなってしまうと偏っちゃうかなっていうのもちょっと思っています。あ

の、幅広く意見を聞くのが趣旨だと思いますので、そういう点を、やっぱこれから、いきなりはちょっとなかなか増やせないと思うんですけども検討していただけたらいいかなと思います。

〔司会者〕

1 番さん、お願いします。

〔1 番〕

私も最初に自分が選ばれないだろうなと思って行って、結局選ばれてしまって、まあパートなんですけど、人手不足で、だいたい社長に嫌がられて、無理矢理強引に休ませてもらったんですけども、それでもまあ、パートでクビにもならずまだ働いているんですが、そうですね、もし普通に勤めている方が5日間、事前に分かってたとしてもなかなか休めないだろうなと思うので、そうですね、時間を短くして夜やるとか、そういうのは無理でしょうかね。やっぱり皆さんの負担が、どうしたらいいのか私にも分からないんですけども、やはりパートと自営業だけの裁判員じゃちょっと偏ってしまうのではないかなと思うので、何かいい方法があったらいいなと思います。実際やってみて、とてもいい経験だったし、裁判所の方々も皆さん良くしていただいて、良かったと思います。

〔司会者〕

4 番の方、どうぞ。

〔4 番〕

もっと大きな視野の中から、やはり、会社にお勤めしている、とにかくこの裁判員裁判というものの考え方を、もっと広く、何ていうんですか、世間的に公的なくらい休めるんだよって、休んで思いっきりやってきなさいってというような企業のトップの人たちにそれだけの影響力を与えてもいいんじゃないかというふうに思います。そうすれ

ば、大きい顔をして、国民の権利ですし、義務ですし、こういったところに参加するっていうことを、胸を張ってもっと堂々と出来ていくんではないかって思うので、これは政治の世界なのかもしれませんが、上のほうから、そういうふうな裁判員っていう認識をもっていたきたいっていう思いがあります。私の場合は、シフトのことをお願いしたら、いいよっていうことで、しっかりやってきなさい、ということをお願いされたので、すごくいい上司だな、みたいに思いましたけれども、そう思いました。

7 これから裁判員裁判に参加する方々へのメッセージ

〔司会者〕

ありがとうございます。広報的な制度では、いろいろな法律を整備したりして、企業には、協力してくださいという広報活動とかもしているんですけど、裁判員裁判が始まって5年半くらいで、一部の企業では、裁判員裁判に選ばれた方の休暇制度を用意してくれているところもありますし、まだそれが全部整備されているとまではいえません。それと、裁判員制度はこれから社会に広く浸透して行って、最終的には今4番さんが言ってくれたように、社会全体がそういうふうになっていくといいなと思っていますんで、1つ1つの裁判をすることによって、参加してくれた人のいる企業がそういうことを考えてくれるきっかけにもなっていきますし、それだけではなくて、広く広報活動もしなければいけないなとも思っていますので、裁判所としてもなるべくそういう広報的なところ、社会全体でそういう意識を持ってもらえるようになったらいいなと思っていますので、出来る限りの努力をしたいと思っています。とにかく社会全体の仕組みとして、働いている人が休暇を取って参加し易い、堂々と参加出来る仕組みになっていくといいなというところですよ。ありがとうございました。

裁判員の方からは最後という事になりますが，7番のこれから裁判員裁判に参加する方々へのメッセージ的なところ，何かこういうところを言っておきたい，伝えておきたいみたいなことがあれば，お願いしたいと思います。1番さんからお願いします。

〔1番〕

私自身参加して良かったと思っているので，仕事のこととか，いろんな負担のこととかマイナス面ばかり考えないでやってみてくださいって思います。

〔司会者〕

ありがとうございます。2番さん，お願いします。

〔2番〕

やっぱりどうしても先ほどの話の流れになるんですけども，自分に置き換えてみても，多分勤めていたら来なかったと思います。そういう取りづらい方々にも幅広く参加を促すような形にしていただきたい。また，これから参加する方々には，そういうハンディではないんですけども，参加するに当たってのちょっとネックになっちゃうようなところを取った上であれば，本当に，皆様が先ほどから色々感想を述べられたように，自分のために役立つことでもありますし，またそれは自分だけじゃなくて社会のために役立つということのもとで是非参加をしていただきたいということです。

〔司会者〕

ありがとうございます。3番さん，お願いします。

〔3番〕

はい，私自身も，是非参加出来るのであれば参加していただきたいと思います。その部分，出来ない方の部分はやはり，この裁判員制度っていうものをもう少し先ほど1番さん2番さんがおっしゃったよ

うに、もうちょっと価値のある、やったから価値のあるものに、少し全体的に上げていってもらいが必要なのかなと思います。やはりやった自分としては、今までの自分の見方で考えた物事が、本当の実際のこういった現場で改めて相対して見て考えてっていう部分では、やはり終わった後では自分の見方って言う部分は間違いなく変わる部分がありますので、出来る限り参加出来るチャンスがある人は参加していただきたいと思います。

〔司会者〕

4番さん、お願いします。

〔4番〕

本当に、楽しくと言ったら語弊があるかもしれないですが、8名のメンバーで意気投合してその案件に関して丸くなって考える、すごい大事なことだと思いましたし、また、検察官や弁護士の方々、裁判長とか、いろんな人たちのお仕事の仕方っていうのも勉強になりましたし、裁判所に来ること自体無いことですから、こんなふうなところで、こんなふうな仕事をしているんだっていうこととか、色んな意味で勉強になりました。なので、やっぱりメッセージとしては、大手を振ってね、裁判所に来て、皆いい人になるために、頑張っていってらどうだろうかという思いでいっぱいです。

〔司会者〕

分かりました。皆さん、ありがとうございました。今度は法曹三者のほうから全体的なところとして、何か経験者の皆さんから聞いておきたいところがあればというところですか。まず弁護士どうですか。こういうところどうだろうか、全体的なところ、今までのところの個別的なところで質問出来なかったところでも。

〔弁護士〕

今日初めて認識しましたのは、裁判員として参加して下さっての方に若干偏りがある、初めて認識したんですけれども、パートの方とか自営の方が多いというのがもし本当に現状だとすれば、やはり弁護士会でも、もっともったです、裁判員裁判には参加してくださいというのを、色々な経験が出来ますよというのをやらないといけないかなというのを、お話を伺っていて感じました。実際のところどうなんでしょうか偏りがあるのでしょうか。

〔司会者〕

ちょっと偏りがあるということは、多分、大きな偏りがあるということは無いと思います。人数比、男女比、どういう職業なのかっていうのは、裁判員の方のアンケートの結果を見ていただければ分かると思いますけれども、山梨県の人口比に応じた割合に、全国的な比率と山梨の比率を、全く一緒というわけではないんです、山梨にも人口比の特徴とかがあるんですけれども、それにだいたい応じた、特徴になってきていますので、一般企業の方も参加していないわけではないので、大きな隔たりがあるということは無いと思います。ただ、辞退を希望してくる人というのはやはり、子育て家庭と、仕事が忙しくて休めないという方が、私の体験的なものからするとそういう方の辞退希望が多いかなということがありますので、逆に言うと、そういう方が参加している割合が少ないとは思いますが、ただ、全国的な比率で山梨が他と大きく違っているということはないです。ただ、人口比をそのまま反映しているかという、今言ったようなところで辞退される方がどうしてもいるということはあると思います。

〔裁判官〕

これは私の印象なんですけれども、自営業の方のほうが、少人数の自営業の方のほうが、もしかすると来れない方が多いのかなという

ふうに思っています。大企業の方とか、比較的大きな企業にお勤めの方はけっこういらっしゃっているのかなという感じです。これは印象でしかないんですけども。

〔検察官〕

だいたい今までの流れで理解が進んだところもあるんですけども、かなり、やはり日程を絞って、その中で事件についての審理をしていただくということで、証拠をだいぶ減らしたりということをしているんですけども、それが逆に、最初のほうは緊張しているというところもあったりするので、なかなか頭に入らなかったり、理解がしにくくなっていくことになってるのかなというところも、元々心配なところもあって、例えば、証人尋問とかそういうところはそれぞれやっていくしかないと思うんですけども、特に最初のほうの、冒頭陳述の直後に始まる書面の朗読ですとか、写真を画面で見てもらおうとか、そういうところでちょっとあまりにも写真が少なくて全然イメージが掴めなかったとか、もっと一杯見たかったとか、今更ですけどもお聞かせいただければと思います。

〔司会者〕

3番さん、4番さん、どうですか、実際の担当検察官だったわけですけども。証拠調べの一番最初は、だいたい外形的なところとか、事実の大枠のところ、人がしゃべるところももちろんあるんですけども、現場はこうでしたよとか、図面とか写真とかも出てきたと思うんですけども、そういう情報がもっとあったほうが良いと思ったとか、審理全体を通じて、もっと色々な情報を知りたかった、もっと周辺部分も知りたかったとかいうようなところなのか、情報量としてはあんなもんで良い、あるいはむしろ多いくらいだと思われたとか、その辺りはどうでしょうね。

〔3番〕

情報量に関して、僕るときには十分だと思うのですが、あれを、今一度、会議室のほうに欲しいなという感想です。ある程度のやつはもらったんですけども、写真を、それは出来るか出来ないか分からないんですが、パワーポイントで示した部分は、映しているのと手元にあるか、会議室に戻ったときまであるか、それだけでもしていただければ、もっと更にいいのかなとは思いますが。

〔司会者〕

もっと図面が多かったり、写真が多かったりとか、そういうところまでは特に思わなかったんですか。そういう分量もだいたい適切だったということですかね。

〔裁判官〕

よろしいですか。一番最初のところで、いかに入っていただけるとかというのは非常に重要なのかなというふうに思っているんです。特に今ありましたように、図面とか写真とかが結構初めにたくさん出てきて、私でも、これ何だったかなというのがいっぱいあるので、初日で緊張されているのに大変だなと思います。それで、どうすればいいのかなといつも思っているところなんですけれども、例えば午前中にしばらく見ていただいて、お昼から昼食会が、だいたい第1回目ときは一緒にご飯食べさせていただいて、お話をさせていていてと思うんですけども、その前後とかで、若干の違いがあるかどうかというのは興味があるところです。全然無いか、それとも少しでも長い休みがあるとちょっとは良くなっていくのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

〔1番〕

昼食会は良かったと思います。ほとんど初対面の方ばかりで、そ

んな中で自分の意見を言うのはなかなか言いにくいところもあるので、最初雑談みたいなところからでも始まって、だんだん皆さん積極的に発言するようになるので、昼食会は良かったと思います。時間的には外に色々とスケジュールも詰まっているので適当かと思われま

〔裁判官〕

休憩時間を、最初のほうは長く取ったりするというのも考え方としてあるのかなとも思ったりしていて、例えば最初のほうで取ると少しずつ入っていき易いのかなとも思ったりするんですけども、昼休み、昼食会を取った前と後とで、若干でも、まあすごく緊張が取れるということは無いと思うんですけども、少しでも違いがあるかどうかということを伺いたかったのですが。

〔2番〕

法廷ではもちろんそんな話は出来ないと思いますんで、そこで実際に裁判官の方とお話が出来るとするのは、かなり、自分的にはその後にも繋がってくると思いますんで良いことだと思います。

〔裁判官〕

続けてなんですけども、休憩時間に、私は評議室に残っていると悪いかなという気もするときがあるんですね。例えば皆さん方で話合いをしたいというときがあるのかなと思って外すときもあるんですね。あるいは逆に、いて話をすることで、リラックス出来るときもあるとは思いますが、その、評議室に裁判官がいる感じというのは、皆さん、まだいるのかよというように思ったところがあるのか、逆にいて欲しいのにいないと思ったときがあるのかどうか、そういうところを伺ってみたいなと思っているんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

〔4番〕

いていただいて安心感もありますし、裁判長なんかはとてもユーモラスですし楽しかったです。そしてとてもリラックス出来たということは感じますね。別に裁判官や裁判長がいるからって、邪険にするというか、早く出て行ってくれということはあまり感じませんでした。私たちと同じような思いでこの案件をやっているんだなということはすごく感じたので、居心地は良かったです。

〔司会者〕

逆の意見の方はいらっしゃいますか。裁判官がいるときがあってもいいんですけれども、たまにいないときもあったほうがいいのか、裁判員だけの時間もあったほうがいいのか、むしろ裁判員だけの時間をどこかで別に作ってもらったほうがいいのか、そういう意見もあっていいと思うんですけれども、そんなところも含めてどうですかね。

〔裁判官〕

例えば、話が、評議が煮詰まってきたとするとときに、裁判員だけで話がしたいなんてときがあるのかなという気もしたりしてですね、そういうのも含めて何かあれば教えてください。

〔4番〕

確かに、いらっしゃらなかったときには、8人でこうだよ、あ、あだよ、あだよという話もたくさん出ました。でもいなくて良かったよ、あだよ、あだよという雰囲気は無かったので、なんか、上手に抜けてくださっていたのかな、なんて思いはあります。

〔1番〕

裁判員だけだと、何ていうか色々意見は出てもなかなかまとまらないし、裁判官の方がうまくリードしていただけると助かります。あと、今まで接したことが無かったので、裁判官の方と、色々お話出来て楽しかったです。

[2 番]

私の感想は、初日の昼食会だけだったんですけれども、お忙しいとは思いますが、可能であれば3日、4日とずっと一緒でもいいかなという感想です。それほど気を遣わせなかったという褒め言葉になると思いますが、ありがたかったです。

[3 番]

私も、昼食会などの時間、いてくれたほうがいいと思います。僕らもこういった場面で、こういったことを言っているのかなとか、こんなときにこんな質問をしてもいいのかなというふうに思って質問している部分もあるので、逆に、裁判官の方がどうだったというふうに聞いてくれたほうが、僕らもしゃべってリズムが出てくるので、そういった部分ではやはりいてくれたほうがいいし、時間を設けてくれたほうがいいと思います。

[司会者]

皆さん、今日はどうもありがとうございました。最後にまとめということになりますけれども、選任のときも、裁判のときも色々お話しさせていただいていますけれども、選任のときから話しているように、裁判員裁判の目的は、重大な事件において、裁判官だけでなく一般の方々にも協力いただいて、そういう意見を取り入れて、より良い裁判を実現する事が目的となっています。本日いらした皆様には本当に多くのご負担をおかけしたと思いますけれども、今日は本当に貴重な意見をたくさんお話していただいてありがとうございました。これをまた次回以降の裁判員裁判に生かして、より良い裁判員裁判を実現していきたいと思います。本当に今日はどうもありがとうございました。